



関係条文の取扱い

条文	内容	同一棟	別棟	備考
法第6条	確認申請手続き	混構造となり3号該当	各々の構造、規模、階数による	
法第20条	構造耐力	第2項により別の建築物とみなす	各々の棟に適用	
法第23条	22条地域の外壁	同一棟間の延焼ラインなし	延べ面積合計 500 m <sup>2</sup> 以内の建築物は一の建築物とみなし建築物間の延焼ラインなし	
法第27条	耐火建築物等	適用外（昭和36年住発第2号に該当）	同左	
法第28条第1項	カーポートに面する開口部の有効採光	原則として、水平距離 0 以下のため有効採光なし	同左	
法第28条第2項	カーポートに面する開口部の有効換気	外気に開放されているカーポートに面する開口部は有効とする	同左	換気上有効な開口部の前面空間の考え方は排煙と同等
法第35条 令第116条の2	カーポートに面する開口部の有効排煙	外気に開放されているカーポートに面する開口部は有効とする	同左	排煙上有効な開口部の前面空間は有効 25 cm (防火避難規定の解説 2016(第2版)P78)
法第61条	防火・準防火地域	同一棟間の延焼ラインなし	延べ面積合計 500 m <sup>2</sup> 以内の建築物は一の建築物とみなし建築物間の延焼ラインなし	開放自動車車庫の開放部の取扱いについて（昭和48年住指発第110号）
県条例第24条	車庫等の構造	適用外（昭和36年住発第2号に該当）	同左	
県条例第25条	他の用途部分との区画	適用外（昭和36年住発第2号に該当）	同左	